地区センター
貸出要領

令和８年　４月

目次

１　基本事項

１　開館日・開館時間

２　受付の基準

１　一般的な受付について
２　優先利用団体について
３　暴力団排除条例に関する取扱いについて

３　使用の制限の基準・事例

１　法定事項・共通事項
２　各地区センターへの事前相談

４　使用者の遵守事項

５　他の利用者への配慮

１　基本事項

１　開館日・開館時間

⑴　開館日

開館日は、次に掲げる休館日以外の日です。

・毎月曜日

・国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日

・年末年始(12 月 29 日から翌年の１月３日まで)

⑵　開館時間・利用時間

開館時間は、午前９時から午後９時までであり、利用時間区分は次のとおりです。

・午前の部　午前９時～午後０時

・午後の部　午後１時～午後５時

・夜間の部　午後６時～午後９時

⑶　注意事項

・休館日を変更する場合や、臨時休館する場合があります。

・午前の部、午後の部、夜間の部の間の時間は、管理のための室内チェックや次の使用者のための準備の時間です。

・利用時間は、入室から退室までの時間であり、準備、後片付け、清掃等の時間を含みます。

２　受付の基準

地区センターの使用を希望する者は、地区センター窓口にお越しいただくか、電話などで直接地区センターへお問合せください。

使用するに当たり、はじめに利用団体登録を行い、その後、所定の用紙にて使用申請書の提出をしていただきます。

１　一般的な受付について

⑴　利用団体登録

①　利用団体登録簿

・地区センターの使用に当たって、はじめに利用団体登録を行っていただきます。

・「利用団体登録簿（各地区センターにて配布）」のご提出をお願いします。

・併せて、「４　使用者の遵守事項」を必ずご確認ください。

②　更新頻度

・団体登録は、原則、年度ごと更新するものとします。

③　団体の人数について

・個人（１人）での登録は、原則認めていません。

④　登録対象者

・「沼津市外」「地区外」関係なく、どなたでもご利用いただけます。

⑤　暴力団排除条例関連の確認

・沼津市暴力団排除条例に基づき、暴力団や暴力団員等でないことを確認します。

⑵　使用申請について

①　使用申請書の受付

・地区センターを使用する際は、必ず「地区センター使用申請書」を提出していただきます。受付は、原則、申請順又は抽選となります。

※申請順、抽選等については、各地区センターで異なる場合がございます。必ず、使用予定の地区センターまでお問合せください。

②　使用許可書の発行

・使用申請書提出後、地区センターにて使用内容等の審査を行います。審査の結果、使用に問題がないと判断した場合は「地区センター使用許可書」を発行いたします。

・審査に当たり、別途書類（団体の決算報告書、事業の予算書、パンフレットなど）の提出を求める場合がございますので、予めご了承ください。

・申請書類を審査する中で使用の制限事項に触れる場合は、申請者に対し、不許可の理由とともに使用を許可しない旨、お知らせします。

③　使用取消（使用中止）

・使用者が使用許可の取消しを申請する場合は、使用予定であった地区センターに対し、速やかに電話連絡又はFAXにて「地区センター使用取消申請書」の提出をお願いします。

⑶　使用許可の取消し

「４　使用者の遵守事項」等に違反した場合、違反することが予想される場合、申請内容に虚偽がある場合、営利性が認められる場合などには、使用許可後であっても、許可が取り消されることがございますので、予めご了承ください。

２　優先利用団体について

沼津市等が主催する行事の場合、地域住民全体の福祉の増進や社会的な必要性等の観点から、公益性を優先し、優先利用させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

急遽、市等の行事で地区センターを使用する場合は、既に予約をされている団体様に対し、事情を説明し、他の日時へと変更いただく場合がございます。

３　暴力団排除条例に関する取扱いについて

以下について、必ずご確認ください。

暴力団排除条例に関する取扱いについて

沼津市暴力団排除条例（平成 25 年４月１日施行）に基づき、同条例第２条に規定する暴力団及び暴力団員等は地区センターの使用が制限されることがあります。

（１）利用団体登録をするときには、地区センターの使用についても沼津市暴力団排除条例が適用されることを説明して下さい。

（２）使用許可申請書に宣誓欄を設けるなどして、地区センターを使用しようとする者が、①暴力団や暴力団員等でないこと②静岡県警察本部への照会について承諾すること以上の２点を確認して下さい。

【使用許可申請書に記載する宣誓欄の例】

私（私たち）は、沼津市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員等でないことを確約します。また、この申請について必要な場合は、静岡県警察本部に照会することを承諾します。

申請者署名（　　）

（３）地区センター使用許可申請書の宣誓欄への署名を拒むものについては、暴排条例の趣旨とともに「署名がなければ地区センターの使用を許可しないことがある」ことを説明して下さい。

（４）（３）に該当するものが、上記の説明をしてもなお申請の意思を示したときは、申請書を受領して下さい。受領した後、沼津市地区センター条例第４条第５号「その他その使用が不適当と認められるとき」に該当するものとして使用を不許可として下さい。

（５）既に地区センターの使用の許可を受けた者が、静岡県警察本部への照会等により、暴力団や暴力団員等であると認められた場合には、沼津市地区センター条例第５条に基づき使用の許可を取消して下さい。

（６）静岡県警察本部には、市が照会いたします。使用許可申請をしている者や使用の許可を受けている者のうち暴力団や暴力団員等と疑わしい者がいた場合は、市地域自治課に情報提供して下さい。

（７）地区センターの使用の不許可や許可の取消しは、文書により通知して下さい。

３　使用の制限の基準・事例

１　法定事項・共通事項

地区センター条例記載事項及び運用事例を記載します。ここに記載されてない事柄については、都度、ご相談ください。

（使用の制限）

第４条　市長は、次の各号の一に該当するときは、地区センターの使用を許可しない。
⑴　公の秩序、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
⑵　建物及び付属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
⑶　営利を目的とする事業のために使用すると認められるとき。
⑷　管理上支障があると認められるとき。
⑸　その他その使用が不適当と認められるとき

⑴　公の秩序、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
・宗教団体等の一般的な活動による施設の利用は可能です。ただし、特別な利便を図ることや、反社会的な活動に供する恐れがあると思われる場合の利用はできません。
・政治団体の利用についても、公共目的のために行われる講演会、政治家の活動報告会などは利用可能です。
・個人演説会等の利用は、公職選挙法に規定される選挙期間中に限ります。（なお、個人演説会の場合は、個人で利用申し込みができます。）
・詳細については、選挙管理委員会事務局（055-934-4815）までお問合せください。

⑵　建物及び付属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
・社交ダンスなどで固いヒールを履く場合は、床を傷つける恐れがあるため使用をお断りいたします。

⑶　営利を目的とする事業のために使用すると認められるとき。
・以下、事例。
（ア）販売及び商品の説明会
例　：不特定多数への健康食品の販売など
例外：コミュニティ行事によるバザー
チャリティ事業
サークル会員への販売あっせん（研究目的など）
（イ）団体（コミュニティ団体を除く）が活動費の収入を得るためのバザーに出す物品

を作る時。

（ウ）入場料(参加費)等による収益を目的とした催しや私塾の発表会

例：ピアノ、日舞、謡曲、パーティー券を販売するダンスパーティー等

（エ）営利を目的とした各種教室、塾等の活動の場としての使用

例　：講師本人が申請者であり、負担金を徴収する場合

例外：実費負担（材料費、講師招聘のための謝礼など）のみの場合。

※その団体の活動内容を審査したうえで判断いたしますので、当該団体パンフレットや収支決算書のご提出を求める場合がございます。

（オ）間接的であっても営利目的につながるとき

例　：企業の採用面接や試験、販売促進会議、企業研修、顧客サービスの一環として顧客の書画等の展示会、有料のコンサート・催し物のリハーサル等

⑷　管理上支障があると認められるとき

・飲食を目的とした利用の場合

⑸　その他その使用が不適当と認められるとき

・地区センター条例及び地区センター条例施行規則の使用者の遵守事項（別記）を守らない利用者・団体は、許可の取り消しのほか、翌年の団体登録や利用が不許可となる場合がございます。

２　各地区センターへの事前相談

次に掲げる事項に該当する場合は、事前に地区センターまでご相談をお願いします。

⑴　振動や音、異臭が出る場合

⑵　冠婚葬祭（式典及び披露宴など）

⑶　飲食の取扱い

⑷　定員制限（使用許可時で想定した定員を超える恐れがある場合）

４　使用者の遵守事項

地区センター条例施行規則（使用者の遵守事項）には、下記のような事項があります。必ず、ご確認をいただくとともに、守られない場合には、使用をお断りさせていただく場合もございますので、予めご了承ください。

地区センター条例施行規則
（使用者の遵守事項）
第６条　使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
⑴　施設・設備等を損傷し、又は滅失しないこと。
⑵　所定の場所以外において火気を使用しないこと。
⑶　許可を受けないで物品の展示・販売をしないこと。
⑷　他人の迷惑となるような行為をしないこと。
⑸　前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

【具体的な事項】
・施設に許可なく張り紙、画鋲・釘打ちをする。
・調理室、湯沸室を使用した際、ガス栓、給湯燃料、冷暖房の火気、電気の後始末を行わない。
・施設及び敷地内で喫煙。
・団体の道具等を管理事務所の許可なく設置する。
・許可を受けた部屋・設備・備品以外を使用する。
※振動や音が出る場合は、管理事務所の指示に従う。（許可の取り消しもあります。）
※使用後、必ず清掃を行ってください。
（事務員立ち合いによる部屋の確認を行い、不適ならば再度、清掃や原状復帰していただきます。）

５　他の利用者への配慮

公の施設について、地方自治法では次のとおり定められています。

「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」であることから、多くの皆様が快適に地区センターをご利用いただけるよう、ご理解・ご協力のほど、宜しくお願い致します。

地方自治法

（公の施設）

第 244 条　普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

２　普通地方公共団体（次条第３項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

３　普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

利用者アンケートへのご協力をお願いします。

地区センターの利用者は、地区コミュニティ内の顔見知りであることが多いですが、そういった中でも、地区センターの利用に関するアンケートなどを通して、意見を聴取し、地域の皆様から愛される施設を目指しております。

ぜひ、アンケートのご協力をお願いします。